

京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 薬学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、薬学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えないものとする。</p> <p>4 研究科長は、薬学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(中略)</p> <p>(創薬・医療連携薬学コア部門)</p> <p>第8条 薬学研究科に、附属の<u>教育研究施設</u>として、<u>創薬・医療連携薬学コア部門</u>を置く。</p> <p>2 <u>創薬・医療連携薬学コア部門</u>に長を置き、研究科長が兼ねるものとする。</p> <p>3 <u>創薬・医療連携薬学コア部門長</u>は、<u>創薬・医療連携薬学コア部門</u>の業務をつかさどる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 (同左)</p> <p>(統合薬学フロンティア教育センター)</p> <p>第8条 薬学研究科に、附属の<u>教育施設</u>として、<u>統合薬学フロンティア教育センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>統合薬学フロンティア教育センター</u>に長を置き、研究科長が兼ねるものとする。</p> <p>3 <u>統合薬学フロンティア教育センター長</u>は、<u>統合薬学フロンティア教育センター</u>の業務をつかさどる。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条第1項に規定する<u>統合薬学フロンティア教育センター</u>は、平成23年3月31日まで存続するものとする。</p>